



创业者の負担を軽減することで市内での創業を推進し、商工業の発展と、地域経済への寄与を目的とする。加えて経営者の犬山市移住にもつなげる。

## 1. 事業概要

令和6年4月以降の市内で中小企業者として創業を予定している者に対し、創業時に必要となる、店舗、事業所の内外装等の工事費、設備費、官公庁への申請費用、広報費の一部を補助する。

市外からの移住者については、引っ越し費用や家賃補助などさらに費用負担が多くなるため上乘せする。

補助率1/2 限度額100万円 移住者増額枠 ①引越し費用50万円 ②家賃・不動産購入費用60万円

## 2. 補助概要

### 限度額100万円(補助率1/2)

開業、事業所の開設に係る工事費(内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事、備品の設置)、新商品の開発や官公庁への申請、賃貸契約に必要な経費、販路開拓に係る広報費

移住者  
引越し上乘せ  
50万円(補助率1/2)  
引越し費用

移住者  
家賃等上乘せ  
60万円(補助率1/2)  
家賃、不動産購入費※

※家賃補助については、5万円/月 12月を限度

## 3. 補助対象の条件

### ○創業支援対象の条件

- ・犬山市内に事業所を設置して事業を行うこと
- ・個人事業主の場合、交付申請日までに犬山市に居住していること
- ・犬山市創業支援等事業計画にもとづいた特定創業支援を受講すること
- ・中小企業診断士への無料相談を受け、犬山市版創業計画を策定していること
- ・3年以上継続して事業を行う計画であること
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約にもとづく事業ではないこと

### ○移住者の上乗せ条件

- ・開業日又は法人設立日までに犬山市外から犬山市内への転入が完了していること  
ただし、3年以上の期間犬山市外に居住している場合に限る
- ・3年以上定住する意志を持っていること

### 補助金支払いまでの流れ

①事前に認定申請を産業課へ提出

②認定決定後、補助事業開始

③創業後、交付申請を産業課へ提出

④交付決定後、実績報告を提出

⑤補助確定 → 補助金の支払い